



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ推進ニュース －介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！－

方針「この秋からの取り組みについて」を具体化し、取り組みを推進しよう

2009年介護報酬改定に向けて、本格的な議論が開始 厚労省は介護従事者の賃金をはじめとする処遇改善の必要性を認める

○ 介護給付費分科会（第55回）が開催（2008年10月3日）

この日は、厚労省から09年改定の基礎資料となる、2007年度介護事業経営実態調査結果の報告を受け、議論が行われました。

川合秀治委員（全国老人保健施設協会会长）は、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」の条文にある、「必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことについて、「厚労省として必要があると考えているのか」と質問し、鈴木課長（厚労省老健局）は、「必要であると認識しているので、資料を提示し、議論をお願いしている」と述べ、厚労省として、介護従事者の賃金をはじめとする処遇改善の必要性を認めました。

○ 「2007年介護経営概況調査」に引き続き、データの信憑性に批判が相次ぐ



厚労省から、2007年介護事業経営実態調査結果の全体の傾向として、前回調査（05年）と比べ「収支差率が低下しているサービスの多くについては、人件費の伸び等を背景に支出が増加している傾向にある」「収支差率が増加しているサービスについては、利用者1人当たりの収入が増加しているサービスや、職員1人当たりの訪問回数が増加しているサービスがある」「地域別には、特別区（東京23区）は職員1人当たり給与が高いことにより、収支差率が低い傾向にある」「規模別には、小規模の事業所の収支率が低い傾向にあり、これは特に人件費率が高いことが影響している可能性がある」等が説明されました。しかし、各委員から抽出率が20%（約24,300事業所）にもかかわらず有効回答となった調査の母数（7,195事業所）があまりにも少なく、地域別の分析では母数が1桁しかない事業があるなど、データとして信憑性に欠け、このデータを介護報酬改定の根拠とするのか等の批判が相次ぎ、調査の問題点が浮き彫りになりました。

第51回介護給付費分科会（6月18日）で議論された、2007年介護事業経営概況調査でも、同じように有効回答数が少なくデータの信憑性が問題となりましたが、その当時、厚労省は秋に公表する詳細調査（2007年介護事業経営実態調査）は母数が多いので有効なデータになると回答していました。

○ 2007年介護事業経営実態調査結果について

前回（05年）に比べ収支差率が、施設系では、特養が13.6%から3.4%、老健が12.3%から7.3%と大幅に悪化し、居宅系は、訪問介護が0.0%から0.7%、訪問看護が5.8%から2.7%となり、その他のほとんどの事業でも収支差率が悪化している結果になりました。また、居宅介護支援は-14.4%から-17.0%と、さらに収支差率が悪化しました。結果について、鈴木課長（厚労省老健局）は大きな傾向として、「給与が上がるなどで、収入が上がっている以上に支出が増えているため」と見解を述べ、人件費の増加が収支差率の悪化を招いていると厚労省は分析・評価しています。

○ 2009年度介護報酬改定の視点を提案



鈴木課長（厚労省老健局）は、「09年介護報酬改定の視点」と、「介護従事者対策の論点と介護報酬改定等の位置づけ」を提示し、06年改定の検証・評価、地域格差や小規模事業所への対応が必要であること等、厚労省として考えている今後の議論の方向性を提案しました。

「改定の視点（例）」では、①介護従事者の人材確保対策、②高齢者が自宅や多様な住まいでの療養・介護できる環境の整備（医療と介護の連携）、③認知症高齢者の増加を踏まえた認知症対策の推進、④平成18年介護報酬改定で新たに導入されたサービスの検証、⑤サービスの質の確

保、効率化の5点に基づき、検討が必要であるとしています。「介護従事者対策の論点と介護報酬改定等の位置づけ」（介護従事者関係資料）では、具体的な施策として、①介護人材を確保するための多様な人材の参入促進、②介護従事者の処遇の改善に資するための施策、③社会的評価を高めるための取り組みの3点に基づき、具体的には、介護報酬のあり方（地域格差への対応、小規模事業所への対応、資格・経験年数等に係る報酬上の評価、夜間・深夜時間帯の不安への対応）、キャリアアップの仕組み、人員配置基準の見直し、経営モデルの研究等が必要であるとしています。次回は、10月9日に開催されます。

○ 介護保険料を引き上げれば、第2の後期高齢者医療制度になる

議論では、各委員から09年改定に向け、たくさんの意見が出されました。

山本文男委員（全国町村会会長・福岡県添田町長）は、「介護保険料を引き上げれば、第二の後期高齢者医療制度になる。介護保険に対する国庫負担を25%から30%に引き上げるなどし、被保険者への負担増だけはやめて頂きたい。被保険者のこととも考えた議論をすべきである」と、厚労省を批判し、仮に引き上げる場合は国民全体が納得する説明責任が厚労省にはあると指摘しました。

中田清委員（全国老人福祉施設協議会副会長）は、「特養に対するユニット型個室を進める一辺倒の方針はやめて頂きたい。生活保護の方が入所できない問題や、ユニット型個室の介護職員の離職率が異常に高くなっている」と、新型特養の問題点を指摘し、厚労省に方針転換を要請しました。

川合秀治委員（全国老人保健施設協会会长）は、「老健の収支差率が高いのは、調査結果にあるように、特養、介護療養型と比べて給与も低く、さらに、収支差の中から税金を払っている。特養は税金負担もなく補助金をもらっている。老健が一概に収支差率が高いわけではない」と、07年介護経営実態調査結果の厚労省の分析を批判しました。

石川良一委員（全国市長会介護保険対策特別委員会委員長・東京都稻城市市長）は、人材確保対策について、「給与水準を引き上げた場合、介護労働者の給与をいくら上げたから、保険料がいくらあがったのだと、厚労省として国民に知らせて頂きたい」と、国の責任で国民に理解を得る方策の必要性を示し、併せて、介護事業者は介護保険財源（=税金）で事業を行っているため、「職員の給与が上がったことがわかるように事業者に処遇の公開を求めるべきであり、公開は義務である」と、国が果たすべき役割を提案しました。

田中滋委員（慶應義塾大学教授）は、補足的給付について、在宅の食費は個人負担であることにふれ、「補足的給付は、年間に約2,000億円にも上っており介護保険財源を圧迫している。介護保険財源で賄うのではなく、新たなシステムの検討が必要」と、自らの考えを示しました。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp